

おかやまの木で家づくり支援事業実施基準

制定（平成31年 3月22日付け、林第845号）
改正（令和 元年 9月18日付け、林第462号）
改正（令和 2年 3月23日付け、林第784号）
改正（令和 2年12月25日付け、林第636号）
改正（令和 4年 3月25日付け、林第743号）
改正（令和 5年 3月27日付け、林第766号）
改正（令和 6年 3月29日付け、林第763号）
改正（令和 7年 3月28日付け、林第797号）

第1 趣 旨

この基準は、一般社団法人岡山県木材組合連合会（以下「県木連」という。）が、おかやまの木で家づくり支援事業実施要領（平成31年3月22日付け林第845号）に基づき、県内において県産森林認証材を使用した木造住宅・民間非住宅建築物の新築及び既存住宅の改修をする者に対し、材料費の一部を助成するために必要な事項について定める。

第2 定 義

- この基準において「県産森林認証材」とは、岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）第3条の登録を受けている製材業者が、25%以下の含水率に至るまで乾燥させた製材品（以下「県産乾燥材」という。）であって、第三者機関の認証を受けた県内の森林管理認証（FM認証）森林から生産された原木（森林認証材）を使用したものをいう。（なお、皮剥等の加工丸太及び同条の登録を受けている製材業者が製材したラミナを活用した集成材・CLTを含む。）
ただし、県内に加工業者がない（構造用合板工場等）製品については、県内産の森林認証材を第三者機関が認証（COC認証）する県外の業者によって加工される場合を含む。
- この基準において「JAS製品」とは、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）による格付けが行われた製材品をいう。
- この基準において、「新築」とは、次のものをいう。
 - 建築物のない土地に新たに建築物を建築すること。
 - 同一敷地内で既存建築物と別棟で新たに建築物を建築すること。
 - 同一敷地内で既存住宅に接して、別世帯の住宅を建て増しすること。（増築）・・・別表1のとおり
 - 同一敷地内で既存非住宅に接して、住宅又は非住宅を建て増しすること。（増築）・・・別表1のとおり
 - 建築物の全部を除去し、建て替えることを含む。（改築）
- この基準において「改修」とは、次のものをいう。
 - 同一敷地内で既存住宅に接して、同一世帯の住宅又は非住宅を建て増しすること。（増築）・・・別表1のとおり
 - 既存住宅の一部を除去し、建て替えること。（改築）
 - 経年劣化した住宅の部分を原状回復すること。（修繕）
 - 住宅の構造等の同一性を損なわない範囲で改造し、性能を向上させることを含む。（模様替え）

第3 助成金の交付対象者

助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する住宅・民間非住宅建築物を供給する施工業者（大工・工務店等）で、県産材利用促進のための普及啓発に協力できる者とする。

- (1) 県内において新築される木造住宅で、次に掲げる全てに該当するものとする。
 - ア 建築主が居住するために新築する一戸建て木造住宅（台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができること。建売住宅を含む。ただし、増築の場合は、新築部分に台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができること。）
 - イ 第4の（1）に定める主要構造部材に県産森林認証材を4 m³以上使用する住宅
 - ウ 建築主と請負契約を締結した住宅（施工業者が自己の用に供する住宅は含まない）。ただし、建売の場合は購入者と売買契約を締結した住宅（前年度に交付予定者の決定を受け、納材した後に、申込辞退届を提出したものを含む）
 - エ 別に定める日までに、助成対象とする部材（仕口等加工された状態をいう。）の工事施工地への納材が完了する住宅
- (2) 県内において新築される木造民間非住宅で、次に掲げる全てに該当するものとする。
 - ア 建築主が居住以外の用途に供するために建築される木造民間非住宅（建売木造民間非住宅を含む。）
 - イ 第4の（1）に定める主要構造部材に県産森林認証材を4 m³以上使用する民間非住宅
 - ウ 建築主と請負契約を締結した民間非住宅（施工業者が自己の用に供する非住宅は含まない）。ただし、建売の場合は購入者と売買契約を締結した民間非住宅（前年度に交付予定者の決定を受け、納材した後に、申込辞退届を提出したものを含む）
 - エ 別に定める日までに、助成対象とする部材（仕口等加工された状態をいう。）の工事施工地への納材が完了する民間非住宅
- (3) 県内において改修される既存住宅で、次に掲げる全てに該当するものとする。
 - ア 建築主が居住するための既存住宅（分譲型の集合住宅を含む。）の改修
 - イ 第4の（2）に定める部材に県産森林認証材を1 m³以上使用すること
 - ウ 建築主と請負契約を締結すること
 - エ 別に定める日までに、助成対象とする部材（仕口等加工された状態をいう。）の工事施行地への納材が完了すること

第4 助成対象となる木材の用途

対象となる木材（県産森林認証材）の用途は、次の各号に定めるとおりとする（主要構造部材として使用するCLT、構造用合板を含む。）。

- (1) 新築： 主要構造部材（土台、大引、根太、柱、間柱、筋交、梁、桁、束、母屋、棟木、床、壁、屋根）
- (2) 改修： 前号に定める主要構造部材、造作材等、物件と一体的に作られている家具（建具は除く。）、下地材等の内外装材

第5 助成金額等

別表のとおりとし、助成金の交付戸数及び金額は予算の範囲内とする。

第6 助成金の申込

- 1 助成金の交付を受けようとする者は、原則として第4に定める部材が工事施工地へ納材される日の20日前、又は別に定める申込の受付期限のいずれか早い日までに、お

かやまの木で家づくり支援事業申込書（以下「申込書」という。）（様式第1-1～2号）により、関係書類を添付して、県木連に提出しなければならない。

- 2 申込書には、次の各号に掲げる書類を添付する。
 - (1) 建築主との工事請負契約書の写し（建売の場合を除く）
 - (2) 建築物の平面図
 - (3) 助成対象とする部材の使用箇所がわかる図面
- 3 県木連は、申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、おかやまの木で家づくり支援事業申込内容審査結果通知書（様式第2号）により、審査結果を当該申込者に通知するものとする。
- 4 助成金の交付予定者決定を受けた申込書を変更する場合（県産森林認証材の使用量の増減を除く）は、変更箇所を申込書に記載し、関係書類を添付して、県木連に提出しなければならない。
- 5 助成金の交付予定者決定を受けた申込を取り下げる場合、第7に定める交付申請および実績報告の提出期限までに、その理由を記載した申込辞退届（様式第3号）を、県木連に提出しなければならない。

第7 助成金の交付申請及び実績報告

- 1 第6の3の規定により、助成金の交付予定者決定を受けた者は、第4に定める部材の工事施工地への納材後、一ヶ月以内、又は別に定める交付申請および実績報告の提出期限のいずれか早い日までに、おかやまの木で家づくり支援事業助成金交付申請及び実績報告書（以下「交付申請及び実績報告書」という。）（様式第4号）により、関係書類を添付して、県木連に提出しなければならない。
- 2 交付申請及び実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付する。
 - (1) 助成対象部材使用証明書（様式第5号）
 - (2) 助成対象部材納材証明書（様式第6号）
 - (3) 入荷した助成対象部材の確認写真
 - (4) 助成対象部材の樹種・寸法・数量及び材積がわかる「木びろい表」等
 - (5) 購入者との売買契約書の写し（建売の場合）
 - (6) 建売で、前年度に申込辞退届を提出したものについては、前年度の審査結果（助成金の交付予定者決定）通知書（様式第2号）の写し
- 3 県木連は、交付申請及び実績報告書の提出があったときは、証拠書類等を審査し、現地調査を行う。現地調査を実施した場合は、検査調書（様式第7号）を備えるものとするが、次のいずれかに該当する場合は、現地調査を省略することができる。

なお、申請者は現地調査に協力する。

 - (1) 申請者が県木連の登録する県産材サポーターもしくは一般社団法人全日本木材市場連盟（以下「全市連」という。）の登録する木材アドバイザーを設置し、使用する県産森林認証材の確認を行っていること。
 - (2) 助成対象部材納材証明書（様式第6号）に記載された乾燥材製材業者等が県木連の登録する県産材サポーターもしくは全市連の登録する木材アドバイザーを設置し、使用する県産森林認証材の確認を行っていること。
- 4 県木連は、書類審査及び現地調査の結果、適当と認めた場合には、助成金の交付の決定及び額の確定を行い、助成金交付決定及び額の確定通知書（様式第8号）を当該申請者に通知するものとする。なお、不適当と認めた場合には、第6の3で規定する助成金の交付予定者決定を取り消すものとする。
- 5 上記交付決定及び額の確定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかにおかやまの木で家づくり支援事業助成金請求書（様式第9号）を県木連に提出しなければならない。

6 県木連は、上記請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

第8 助成金の交付決定の取消し及び返還

県木連は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類に事実と異なる内容を記載し、又は助成金の交付に関し不正な行為があったとき
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

第9 帳簿及び証拠種類の保管

交付決定者は、当該事業に係る収入及び支出について帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業完了後5年間整理保管しなければならない。

なお、助成金については交付決定者の有する他の経理と区分しなければならない。

附 則

この基準は、平成31年度事業から適用する。

附 則

この基準は、令和2年度事業から適用する。

附 則

この基準は、令和2年12月25日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年度事業から適用する。

附 則

この基準は、令和5年度事業から適用する。

附 則

この基準は、令和6年度事業から適用する。

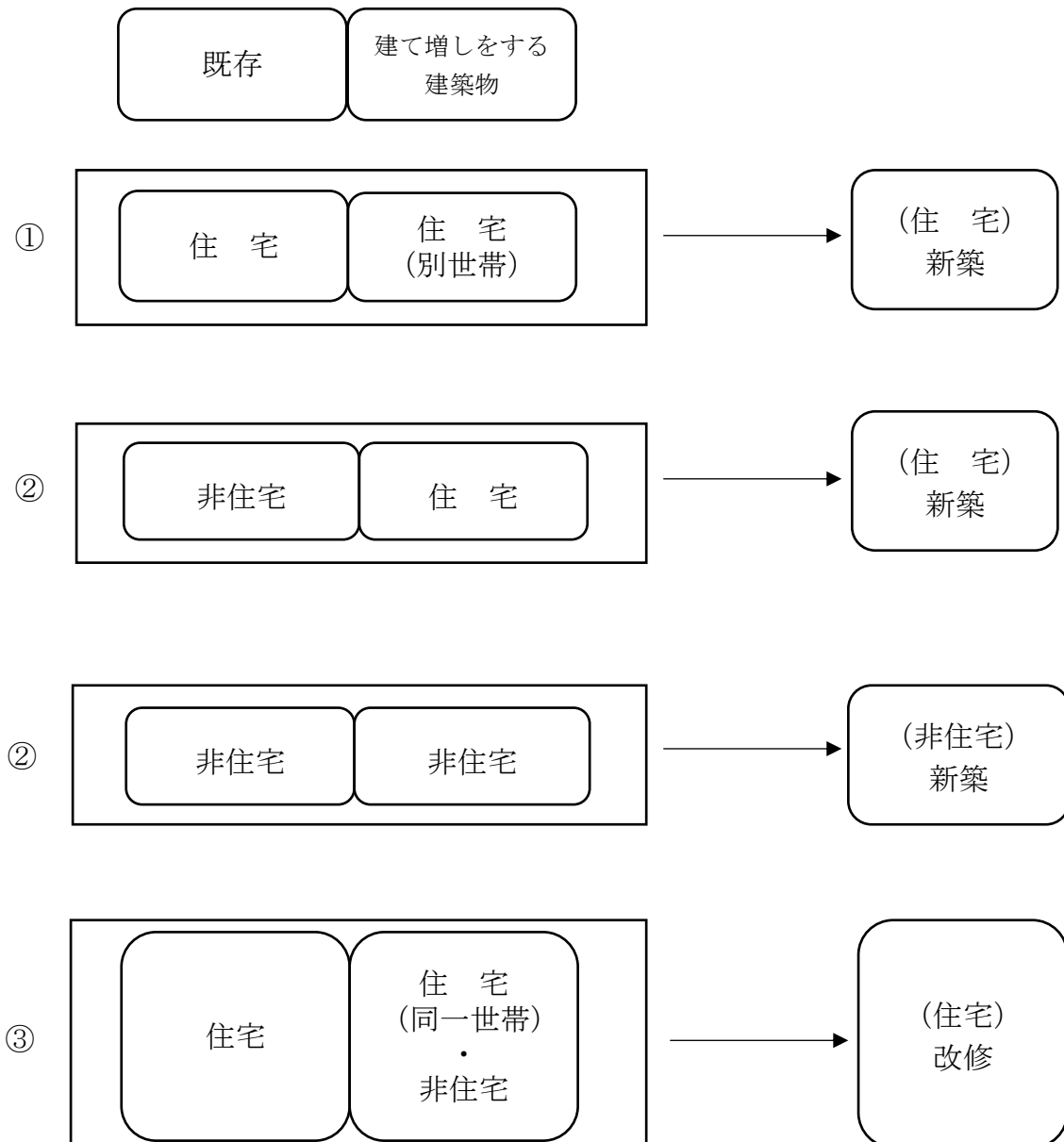
附 則

この基準は、令和7年度事業から適用する。

別表1 (第2関係)

同一敷地内で既存建築物に接して建築物を建て増しするときの考え方

項目番号	既存建築物	建て増しをする建築物	区分	事業内容
① 第2の3(3)	住宅	住宅(別世帯)	住宅の新築	県産森林認証材を主要構造部材に4 m ³ 以上使用
② 第2の3(4)	非住宅	住宅	住宅の新築	
	非住宅	非住宅	非住宅の新築	
③ 第2の4(1)	住宅	住宅(同一世帯) ・ 非住宅	住宅の改修	県産森林認証材を主要構造部材等に1 m ³ 以上使用



別表2（第5関係）

おokayまの木で家づくり支援事業の助成金額等

事業区分	事業内容	助成単価及び助成上限材積
(1) 木造住宅の新築	主要構造部材に県産森林認証材を4 m ³ 以上使用	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする部材1 m³当たり32千円 (県産森林認証材のJAS製品の場合38千円)
(2) 木造民間非住宅建築物の新築		
(3) 既存住宅の改修	主要構造部材等に県産森林認証材を1 m ³ 以上使用	<ul style="list-style-type: none"> ・助成上限材積 8 m³/戸・件

- ※1 (1)の助成対象は、居住部分に使用された木材とし、店舗や事務所等及び共同利用部分は含まない。
- ※2 (2)の助成対象は、店舗や事務所等及び共同利用部分に使用された木材。
- ※3 (1)及び(2)において、同一敷地内にそれぞれ独立して新築する場合、各事業要件を満たしていれば、それぞれ助成対象とすることができる。
- ※4 1戸(件)の建築物の新築において、(1)及び(2)に該当する部分が混在する場合、主要構造部材に使用する県産森林認証材の合計が4 m³以上であれば、(2)の助成対象とすることができる。
- ※5 助成金額を算定する場合の全体使用材積及びJAS製品の使用材積は、小数点以下を切り捨て、整数止めとする。
- ※6 一定量以上の県産森林認証材を使用し、助成条件を満たす住宅・民間非住宅建築物において、助成対象となる木材の用途に県産乾燥材のマツ製品を使用する場合には、納材までに県産森林認証材の調達ができないときに限り、当該マツ製品を助成対象とできる。なお、助成対象部材の半数以上は県産森林認証材を使用するものとする。